



県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月18日（金） 第9910号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（医務課）	2
○群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	4
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	4
○土地改良区の定款変更認可（同）	5
選挙管理委員会告示	
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定	5
○政治団体の名称等	10
○政治団体の異動事項	11
○資金管理団体の名称等	12
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	12
○衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示の一部改正	13
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（警察本部会計課）	13
正 誤	
○令和3年3月31日群馬県規則第83号（総務課）	15
○令和3年3月31日群馬県規則第91号（食品・生活衛生課）	15
○令和3年3月31日群馬県教育委員会訓令甲第3号（学校人事課）	15
○令和3年3月31日人事委員会規則第16号	16

規則

群馬県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百五号

群馬県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県歯科技工士法施行細則(昭和四十三年群馬県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「丑」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百二十六号

群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県柔道整復師法施行細則(昭和四十五年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号表中「印」を削り、同様式裏中

「(2) 印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、開設者の印及び開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

「(2) 開設者が本人確認書類を保健福祉事務所に提示することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の押印を省略することができる。」

「(3) 開設者が印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

改める。

別記様式第三号表及び別記様式第四号中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布す

令和三年六月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百二十七号

群馬県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県臨床検査技師等に関する法律施行細則(昭和五十八年群馬県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第八号までの規定中「丑」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百二十八号

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和五十八年群馬県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号表中「印」を削り、同様式裏中

「(2) 印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、開設者の印及び開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

「(2) 開設者が本人確認書類を保健福祉事務所に提示することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の押印を省略することができる。」

「(3) 開設者が印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

改める。

別記様式第三号表及び別記様式第四号中「印」を削る。

別記様式第五号表中「印」を削り、同様式裏中「(法人の場合を除く。)」を削り、

「開設者住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地) 印」を

「開設者氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の職氏名) 印」を

「開設者住所 開設者氏名 印」を

「(2) 印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、開設者の印及び開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

と。
 「(2) 開設者が本人確認書類を保健福祉事務所に提示することにより本人確認を受けられる場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の押印を省略することができる。」
 「(3) 開設者が印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受けられる場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

改正
 民記登名録ハ印」
 民記登名録ハ印」
 「開設者住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地) 印」
 「開設者氏名 (法人の場合にあつては、名称及び代表者の職氏名) 印」
 「開設者住所 印」
 「開設者氏名 印」
 「(2) 印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受けられる場合にあつては、開設者の印及び開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

「(2) 開設者が本人確認書類を保健福祉事務所に提示することにより本人確認を受けられる場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の押印を省略することができる。」
 「(3) 開設者が印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受けられる場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。」

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月18日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋伊香保線	北群馬郡吉岡町大字大久保字乙溝祭3142番の1地先から同郡同町大字下野田字原594番の1地先まで	前	7.5～13.7	185.0
			後	10.0～20.4	185.0

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月18日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
保美溜池	理 事	再 任	柴崎時雄	藤岡市保美128番地1
	同	同	市山養仁	同 同 147番地2
	同	新 任	矢内敏雄	同 同 143番地2
	同	同	眞下基	同 同 215番地1
	同	同	柳井洋	同 同 329番地
	同	同	川村房賢	同 同 687番地1
	同	退 任	矢内義郎	同 同 143番地2
	同	同	眞下篤夫	同 同 250番地
	同	同	柳井博一	同 同 326番地
	同	同	植野博	同 同 1503番地1
	監 事	新 任	眞下篤夫	同 同 250番地
	同	同	柳井博一	同 同 326番地

	同	同	上野和夫	同 同 1480番地
	同	退任	柳井啓二	同 同 307番地
	同	同	柳井義二	同 同 413番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により細野原土地改良区の定款の変更を令和3年6月8日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

群馬県知事 山本 一太

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として市町村の選挙管理委員会が指定した施設は、次のとおりである。

なお、公営施設の個人演説会場の指定の告示（昭和46年群馬県選挙管理委員会告示第1号、昭和49年群馬県選挙管理委員会告示第6号、同第12号、昭和51年群馬県選挙管理委員会告示第48号、昭和52年群馬県選挙管理委員会告示第24号、昭和53年群馬県選挙管理委員会告示第1号、同第16号、昭和54年群馬県選挙管理委員会告示第10号、同第38号、同第47号、昭和56年群馬県選挙管理委員会告示第4号、昭和57年群馬県選挙管理委員会告示第50号、昭和59年群馬県選挙管理委員会告示第12号、同第33号、昭和62年群馬県選挙管理委員会告示第5号、同第6号、昭和63年群馬県選挙管理委員会告示第35号、平成元年群馬県選挙管理委員会告示第27号、平成2年群馬県選挙管理委員会告示第10号、同第33号、同第56号、同第61号、平成3年群馬県選挙管理委員会告示第4号、同第11号、同第12号、同第13号、平成5年群馬県選挙管理委員会告示第31号、同第33号、平成14年群馬県選挙管理委員会告示第73号、平成15年群馬県選挙管理委員会告示第22号、同第34号、同第78号、同第98号、平成16年群馬県選挙管理委員会告示第22号、同第44号、同第45号、平成17年群馬県選挙管理委員会告示第60号、同第72号、同第84号、同第90号、平成18年群馬県選挙管理委員会告示第29号、平成19年群馬県選挙管理委員会告示第23号、同第39号、平成20年群馬県選挙管理委員会告示第26号、平成21年群馬県選挙管理委員会告示第1号、同第53号、平成22年群馬県選挙管理委員会告示第127号、平成23年群馬県選挙管理委員会告示第15号、同第27号、平成24年群馬県選挙管理委員会告示第57号、同第68号、平成25年群馬県選挙管理委員会告示第23号、平成26年群馬県選挙管理委員会告示第46号、平成30年群馬県選挙管理委員会告示第36号、同第43号、同第67号、同第87号及び平成31年群馬県選挙管理委員会告示第15号）は、廃止する。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智満

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
前橋市選挙管理委員会	群馬県勤労福祉センター	前橋市野中町361-2

	前橋市総合福祉会館	前橋市日吉町2-17-10
	前橋市第一コミュニティセンター	前橋市大手町2-16-4
	前橋市第二コミュニティセンター	前橋市朝日町3-36-17
	前橋市第三コミュニティセンター	前橋市岩神町3-1-1
	前橋市第四コミュニティセンター	前橋市日吉町2-17-10
	前橋市第五コミュニティセンター	前橋市文京町3-20-36
	前橋市富士見地区農村環境改善センター	前橋市富士見町小暮104-1
	ヤマダグリーンドーム前橋	前橋市岩神町1-2-1
高崎市選挙管理委員会	高崎市総合福祉センター	高崎市末広町115-1
	高崎市市民活動センター	高崎市足門町1669-2
	高崎市寺尾交流館	高崎市寺尾町116
	高崎市上ノ山交流館	高崎市石原町2088-1
	高崎市剣崎交流館	高崎市剣崎町995-1
	高崎市小坂山交流館	高崎市石原町3137-1
	高崎市根小屋交流館	高崎市根小屋町2083-1
	高崎市浜川交流館	高崎市浜川町623-3
	高崎市八幡交流館	高崎市八幡町1013-3
	高崎市乗附交流館	高崎市乗附町3375-1
	高崎市労使会館	高崎市東町80-1
	高崎市南部交流館	高崎市若松町321-2
	たかさき人権プラザ	高崎市倉賀野町2078-1
	北部コミュニティ防災センター	高崎市飯塚町1026-6
	倉賀野コミュニティ防災センター	高崎市倉賀野町4658-1
	城東コミュニティ防災センター	高崎市栄町24-21
	中央コミュニティ消防センター	高崎市鍛冶町14-4
	片岡コミュニティ消防センター	高崎市片岡町2-12-15
	中川コミュニティ消防センター	高崎市小八木町6-3
	八幡コミュニティ消防センター	高崎市八幡町262-5
	豊岡コミュニティ消防センター	高崎市下豊岡町1428-6
	長野コミュニティ消防センター	高崎市南新波町83-1

	高崎市コミュニティ消防センター	高崎市山名町1581-4
	岩鼻コミュニティ消防センター	高崎市台新田町490
	倉賀野コミュニティ消防センター	高崎市倉賀野町1885-1
	京ヶ島コミュニティ消防センター	高崎市島野町679-2
	滝川コミュニティ消防センター	高崎市下滝町797-5
	新高尾コミュニティ消防センター	高崎市日高町536-3
	大類コミュニティ消防センター	高崎市南大類町178-3
	新町住民体育館	高崎市新町3163
	新町東コミュニティセンター	高崎市新町2703
	新町南コミュニティセンター	高崎市新町1498-7
	たかさき里見人権プラザ	高崎市上里見町1072-1
	高崎市中里見交流館	高崎市中里見町450-1
	高崎市高浜交流館	高崎市高浜町1971-2
	高崎市榛名歴史民俗資料館	高崎市榛名山町138-1
	上室田研修センター	高崎市上室田町4159-1
	高崎市里見交流館	高崎市中里見町1276-1
	たかさき高浜人権プラザ	高崎市高浜町965
	本郷会館	高崎市本郷町1049
	保渡田交流館	高崎市保渡田町121-3
	金古交流館	高崎市金古町448-1
	三ツ寺交流館	高崎市三ツ寺町58-1
	たかさき北人権プラザ	高崎市中泉町625-3
	六郷コミュニティ消防センター	高崎市筑縄町55-8
	高崎市吉井体育館	高崎市吉井町吉井285-2
桐生市選挙管理委員会	境野三ツ堀会館	桐生市境野町3-1502-1
	一本木会館	桐生市広沢町7-5022-4
	市民体育館	桐生市相生町3-300
	市民文化会館	桐生市織姫町2-5
	桐生市立新里公民館十三塚集会所	桐生市新里町新川2512-4
	桐生市立新里公民館久保井集会所	桐生市新里町新川2563-2

	桐生市黒保根町交流促進センター	桐生市黒保根町水沼549-1
伊勢崎市選挙管理委員会	伊勢崎市民プラザ	伊勢崎市富塚町315
	伊勢崎市民体育館	伊勢崎市堤西町93
	伊勢崎市あずま体育館	伊勢崎市田部井町3-2090
	伊勢崎市境体育館	伊勢崎市境609-1
	伊勢崎市立隣保館	伊勢崎市山王町1422-1
	伊勢崎市境赤レンガ倉庫	伊勢崎市境765-1
太田市選挙管理委員会	太田市強戸ふれあいセンター	太田市石橋町856-1
	太田市南ふれあいセンター	太田市高林東町1302
	太田市休泊行政センター	太田市龍舞町4053
	太田市鳥之郷行政センター	太田市新野町203
	太田市強戸行政センター	太田市菅塩町345
	太田市蕪川行政センター	太田市東長岡町1853
	太田市九合行政センター	太田市飯塚町591-1
	太田市太田行政センター	太田市本町20-1
	太田市宝泉行政センター	太田市西野谷町38-2
	太田市尾島生涯学習センター	太田市亀岡町63-1
	太田市世良田生涯学習センター	太田市世良田町1535-4
	太田市綿打行政センター	太田市新田大根町953-1
	太田市沢野行政センター	太田市高林西町882-5
沼田市選挙管理委員会	沼田市利根観光会館	沼田市利根町老神607-1
	多那農村婦人の家	沼田市利根町多那1526
	沼田市利南地区コミュニティセンター	沼田市上沼須町197
	沼田市池田地区コミュニティセンター	沼田市発知新田町530-3
	沼田市薄根地区コミュニティセンター	沼田市下沼田町733-1
	沼田市川田地区コミュニティセンター	沼田市下川田町乙798
	沼田市白沢地区コミュニティセンター	沼田市白沢町高平1
館林市選挙管理委員会	館林市文化会館	館林市城町3-1
	館林市三の丸芸術ホール	館林市城町1-2
	館林市民体育館	館林市当郷町1904

渋川市選挙管理委員会	渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金井1999
	渋川市勤労福祉センター	渋川市石原1629-1
	渋川市小野子生活改善センター	渋川市小野子1997-2
	渋川市村上生活改善センター	渋川市村上2641-1
	渋川市伊香保体育館	渋川市伊香保町伊香保552-2
	渋川市北橋ふれあいセンター	渋川市北橋町真壁2354
藤岡市選挙管理委員会	藤岡市鬼石多目的ホールホール2	藤岡市鬼石158
	藤岡市総合学習センター	藤岡市藤岡1485
富岡市選挙管理委員会	一ノ宮体育館	富岡市一ノ宮1702
安中市選挙管理委員会	安中市八城集会所	安中市松井田町八城441
	安中市下増田集会所	安中市松井田町下増田2056-7
	原生活改善センター	安中市松井田町原240
	下平生活改善センター	安中市松井田町西野牧16832
	農業研修センター	安中市松井田町五料2144-2
	高梨子地区転作促進施設	安中市松井田町高梨子1286-1
	越泉地区多目的集会施設	安中市松井田町行田292-4
	細野4区多目的集会施設	安中市松井田町土塩107-2
	西横野地区多目的集会施設	安中市松井田町二軒在家938-5
	細野11区多目的集会施設	安中市松井田町上増田2054-1
	安中市ゆうあい館	安中市松井田町松井田524-2
	安中市松井田文化会館	安中市松井田町新堀530
	細野ふるさとセンター	安中市松井田町土塩533-1
	平地区多目的活動施設	安中市松井田町五料656-1
	入牧生きがいセンター	安中市松井田町入山321-1
	坂本・原生きがいセンター	安中市松井田町原405
九十九地区生涯学習センター	安中市松井田町国衙115-1	
みどり市選挙管理委員会	ながめ余興場	みどり市大間々町大間々1635
吉岡町選挙管理委員会	吉岡町文化センター	北群馬郡吉岡町下野田472
神流町選挙管理委員会	コイコイアイランド会館	多野郡神流町万場39-1
	神流町活性化センター	多野郡神流町神ヶ原49-2

	神流町基幹集落センター	多野郡神流町神ヶ原甲1569
下仁田町選挙管理委員会	下仁田町文化ホール	甘楽郡下仁田町下仁田142
中之条町選挙管理委員会	中之条町社会福祉センター	吾妻郡中之条町西中之条135
	六合体育館	吾妻郡中之条町生須543-1
長野原町選挙管理委員会	長野原総合運動場 若人の館	吾妻郡長野原町与喜屋174
みなかみ町選挙管理委員会	みなかみ町月夜野総合体育館	利根郡みなかみ町月夜野170-1
	みなかみ町カルチャーセンター	利根郡みなかみ町上牧1735
	みなかみ町観光会館	利根郡みなかみ町湯原455
	みなかみ町新治農村環境改善センター	利根郡みなかみ町湯宿温泉2272-49
明和町選挙管理委員会	明和町社会体育館	邑楽郡明和町新里299-1
	明和町ふれあいセンターズカケ	邑楽郡明和町千津井314-1
	明和町ふれあいセンターポプラ	邑楽郡明和町須賀249-1
千代田町選挙管理委員会	千代田町体育館	邑楽郡千代田町赤岩1895-3
	千代田町民プラザ	邑楽郡千代田町赤岩1701
	千代田町総合福祉センター	邑楽郡千代田町赤岩2119-5
	千代田町温水プール内小体育館	邑楽郡千代田町上五箇600-2
大泉町選挙管理委員会	古海東公民館	邑楽郡大泉町古海295
	寄木戸南公民館	邑楽郡大泉町寄木戸1101-2
	寄木戸北公民館	邑楽郡大泉町寄木戸1439
	吉田西公民館	邑楽郡大泉町吉田1951-1
	坂田東公民館	邑楽郡大泉町坂田2-9-1
邑楽町選挙管理委員会	邑楽町立集会所	邑楽郡邑楽町新中野48-1
	邑楽町福祉センター寿荘	邑楽郡邑楽町中野1343-1
	邑楽町共同福祉施設	邑楽郡邑楽町中野3197
	邑楽町民体育館	邑楽郡邑楽町篠塚1423-1

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次

のとおりである。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
安中躍進会	水見国雄	高橋孝史	安中市松井田町高梨子864-1
	令和3年5月25日		
NHKから国民を守る党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
	令和3年5月18日		
議席を減らします党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
	令和3年5月18日		
独身生活の人を応援する党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
	令和3年5月18日		
羽鳥みつひろ後援会	羽鳥光博	羽鳥君子	佐波郡玉村町板井1101
	令和3年5月19日		
フランチャイズ本部からオーナーを守る党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
	令和3年5月4日		
MINNAしあわせ党	正田静子	千吉良勝美	伊勢崎市連取町2341-4
	令和3年5月6日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党吾妻郡支部	代表者の氏名	石井敬浩	南波和憲	令和3年

				5月27日
	会計責任者の氏名	角田治男	石井敬浩	令和3年5月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
木田嘉之後援会	会計責任者の氏名	木田直美	伊東進	令和2年8月18日
群馬県測量設計業政治連盟	会計責任者の氏名	下田剛久	田嶋豊	令和3年5月19日
群馬県中小企業政策懇話会	主たる事務所の所在地	前橋市新前橋町2-10	前橋市大手町3-3-1	令和3年5月17日
日本薬業政治連盟群馬支部	代表者の氏名	杉森健人	杉本知広	令和3年5月7日

◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
羽鳥光博	玉村町議会議員	羽鳥みつひろ後援会	佐波郡玉村町板井1101	令和3年5月19日

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「医療法人山崎会 サービス付き高齢者向け住宅オアシス 同 田町71-1」を「医療法人山崎会 サービス付き高齢者向け住宅オアシス・ヴェルデ黒沢 同 田町71-1 同 矢中町192番地」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示（平成20年群馬県選挙管理委員会告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

表太田市の項中「第69、第70」を「第63」に改め、「第63、」を削り、「第68」を「第68、第69」に改める。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年6月18日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

1 調達内容

- (1) 入札件名 高崎北警察署（仮称）庁舎用事務机等の購入
- (2) 数 量 両袖デスクほか119品目 1, 612点
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 令和4年3月1日（火）から同月21日（月）までの指定する日
- (5) 納入場所 高崎北警察署（仮称） 群馬県高崎市箕郷町上芝349-1ほか
- (6) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年6月28日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月12日（月）午後5時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨を連絡すること。

- (3) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者(手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出場所等

(1) 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214~2216

(2) 入札説明書等の交付方法 令和3年6月18日(金)から同年7月12日(月)まで(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和3年7月20日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和3年7月12日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「高崎北警察署(仮称)庁舎用事務机等の購入入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月30日(金)午前10時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月29日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高崎北警察署(仮称)庁舎用事務机等の購入入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書類作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Chiyonobu Kohei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

- (2) Products to be purchased: Double personal desk and other 119 items, 1,612 set
- (3) Delivery period: The specified date and time within the period from March 1 to 21, 2022
- (4) Delivery place: Takasakikita police station
- (5) The time, date, and place for the opening of tender: Friday, July 30, 2021 at 10:00 a.m., Gunma Prefectural Police Headquarters, tender room(B1), 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan
- (6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, department of Police Administration, Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214~2216)(Japanese only)

■ 正 誤

○規則正誤

令和3年3月31日群馬県規則第83号(群馬県行政組織規則の一部を改正する規則)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第11号	2	上欄	33	「鑑別係」を削り	「管理係、福利厚生係」を「福利厚生係」に改め
号外第11号	5	下欄	17	加へ	加へ、同号を第五号とし

○規則正誤

令和3年3月31日群馬県規則第91号(群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第18号	9	上欄	29	「20 通信課程」に添ふ	「20 通信課程」に添ふ、 「20 同時授業」を「21 同時授業」に添ふ

○教育委員会訓令正誤

令和3年3月31日群馬県教育委員会訓令甲第3号(群馬県立学校公文書管理規程)

発行番号	ページ	行	誤	正								
号外第13号	49	51	7年	10年								
号外第13号	50	1	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>ニ</td> <td>前各項に掲げるも</td> <td>5年</td> <td>前各項において</td> </tr> </table>	ニ	前各項に掲げるも	5年	前各項において	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>ハ</td> <td>前各項に掲げるも</td> <td>7年</td> <td>前各項において保存</td> </tr> </table>	ハ	前各項に掲げるも	7年	前各項において保存
ニ	前各項に掲げるも	5年	前各項において									
ハ	前各項に掲げるも	7年	前各項において保存									

				のに類するもの				のに類するものうち、7年間保存する必要があると認められる公文書	期間が満了したときの措置が移管である公文書に類するものについては移管、それ以外のものについては廃棄
								二 前各項に掲げるものに類するもの	5年 前各項におい

○人事委員会規則正誤

令和3年3月31日人事委員会規則第16号(管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第16号	5	下欄	33	別業議會事務部局の項中	別業議會事務局の項中

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111